平成２３年（フ）第５６６号
仙台市青葉区木町14番25―301号
債務者　佐藤　良美（旧姓小濱）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
宮城県黒川郡大和町宮床字中野30番地の12　メゾンシャルム103
債務者　黒須　健吾
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６１４号
仙台市太白区芦の口16番15号
債務者　道畑　明子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
秋田県由利本荘市中梵天23番地５コーポスズキＣ―１号、旧住所秋田県由利本荘市石脇字上長老沼146番地130
債務者　三宅　哲哉
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第９２号
福島市野田町５丁目６番49号　カーサＮＯＤＡ208号
債務者　片平久美子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１２号
福島県二本松市木幡字西赤土89番地
債務者　菅野　資子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
福島県二本松市成田町１丁目812番地１　藤コーポ104号
債務者　菅野　　功
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１４号
福島県二本松市油井字天月堂16番地２　市営住宅天月堂団地２－３
債務者　菅野　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
茨城県つくば市上広岡538番地２
債務者　髙橋　英隆（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７５号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4302番地９　サンライフ阿見102号
債務者　内間　　靖
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７６号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野３丁目17番地７
債務者　内間　美嘉
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８２号
茨城県石岡市東光台４丁目３番６号、前住所茨城県小美玉市先後414番地６
債務者　武富ゆりえ
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９８号
茨城県石岡市茨城１丁目12番９号
債務者　篠塚　　潔
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
群馬県桐生市境野町７丁目1781番地の14
債務者　中村　晴美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２５４号
山梨県北杜市小淵沢町1185番地30
債務者　天野　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
山梨県笛吹市八代町北3679番地10
債務者　末木美枝子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
山梨県笛吹市八代町北3679番地10
債務者　末木　兼光
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
岐阜県郡上市和良町横野1127番地
債務者　神谷　　恵（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
岐阜地方裁判所